

# 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

## 委員一覧 (20名)

委員長	森	ゆうこ (民主)	景山	俊太郎 (自民)	工藤	堅太郎 (民主)
理事	杓掛	哲男 (自民)	岸	宏一 (自民)	広野	ただし (民主)
理事	藤井	基之 (自民)	末松	信介 (自民)	柳田	稔 (民主)
理事	白	眞勲 (民主)	田中	直紀 (自民)	風間	昶 (公明)
理事	林	久美子 (民主)	中島	啓雄 (自民)	木庭	健太郎 (公明)
	小野	清子 (自民)	南野	知恵子 (自民)	緒方	靖夫 (共産)
	岡田	直樹 (自民)	今泉	昭 (民主)		(19.1.25 現在)

### (1) 審議概観

第166回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院議員提出1件であり、これを可決した。

#### 〔法律案の審査〕

**北朝鮮人権法の改正** 平成18年7月5日の北朝鮮による弾道ミサイルの発射を受け、日本政府は、北朝鮮の貨客船である万景峰92号の入港を禁止する等の一連の措置を発表し、また、10月9日に北朝鮮が核実験の実施を発表した際には、すべての北朝鮮籍船の入港を禁止し、北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止を含む一連の厳格な措置の実施を決定した。米国においても、これまでに北朝鮮をテロ支援国家と指定し規制を行う等の経済制裁措置を実施している。これらの動向を踏まえ、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するため、政府がその施策を行うに当たって留意すべき事項について定めるとともに、外国政府及び国際連合、国際開発金融機関等の国際機関に対する政府の働きかけについて定める**拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案**が衆議院北朝鮮拉致問題等特別委員長により提出された。委員会においては、討論の後、多数をもって可決された。

#### 〔国政調査等〕

平成19年2月22日、北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため鳥取県米子市へ視察を行い、鳥取県、米子市、鳥取県警察本部、拉致被害者及び特定失踪者の御家族、救う会鳥取、特定失踪者問題調査会等の関係者から、拉致事案、特定失踪者問題、問題解決に向けた取組等について意見を聴取し質疑を行うとともに、平成18年11月に拉致被害者と認定された松本京子さん拉致現場の実地調査を行った。

6月4日、北朝鮮情勢について麻生外務大臣から報告を聴いた後、青森県の北朝鮮小型船漂着問題、日中外相会談、米国の北朝鮮テロ支援国家指定解除、北朝鮮に対する経済制裁、六者会合、拉致問題解決に向けた国際的連携、米国の北朝鮮金融制裁解

除等の諸問題について質疑を行うとともに、上記視察について視察委員から報告を聴取した。

6月28日、ヒル米国务次官補の訪朝、六者会合、米下院外交委員会の「従軍慰安婦問題」に係る決議、脱北者問題、強制失踪条約の締結、情報収集体制の強化等の諸問題について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成19年1月25日(木)(第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成19年6月4日(月)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮情勢に関する件について麻生外務大臣から報告を聴いた後、青森県の北朝鮮小型船漂着問題に関する件、日中外相会談に関する件、米国の北朝鮮テロ支援国家指定解除に関する件、北朝鮮に対する経済制裁に関する件、六者会合に関する件、拉致問題解決に向けた国際的連携に関する件、米国の北朝鮮金融制裁解除に関する件等について塩崎国务大臣、麻生外務大臣、浜田外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕白眞勲君(民主)、緒方靖夫君(共産)、岡田直樹君(自民)

- 北朝鮮による拉致問題等に関する件について委員から報告を聴いた。

### ○平成19年6月28日(木)(第3回)

- ヒル米国务次官補の訪朝に関する件、六者会合に関する件、米下院外交委員会の「従軍慰安婦問題」に係る決議に関する件、脱北者問題に関する件、強制失踪条約の締結に関する件、情報収集体制の強化に関する件等について麻生外務大臣、塩崎国务大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕白眞勲君(民主)、緒方靖夫君(共産)、風間昶君(公明)、沓掛哲男君(自民)

- 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案(衆第49号)(衆議院提出)について提出者衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長小島敏男君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

(衆第49号)賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

### ○平成19年7月5日(木)(第4回)

- 北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### (3) 議案の要旨

#### ○成立した議案

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の  
一部を改正する法律案（衆第49号）

#### 【要旨】

本法律案は、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するため、施策における留意等について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、その施策を行うに当たっては、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するものとなるよう、十分に留意するとともに、外国政府及び国際連合（国際連合の人権理事会、安全保障理事会等を含む。）、国際開発金融機関等の国際機関に対する適切な働きかけを行わなければならない。
- 二、この法律は、公布の日から施行する。